

【緊急！自然エネルギー普及を脅かし、廃棄物発電を拡大し、CO2 排出を拡大する】 経済産業省の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」の問題点について

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル4F
phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3359-5359

経済産業省は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」をとりまとめ、閣法として提出準備に入りました。石油代替エネルギーと温暖化対策として「新エネルギー」普及を法案の目的としています。2月13日の地球温暖化対策推進本部決定でも「地球温暖化防止の観点から本法案の導入が必要」としています。しかしこの法案は、風力や太陽、バイオマスなどの自然エネルギーの普及には必ずしもつながらないばかりか、廃棄物発電を拡大することで地球温暖化防止にも逆行していることが懸念されるため、環境NGOをはじめ各方面から大きな疑問・懸念の声が上がっています。以下に本法案の問題点を簡単に説明します。

経済産業省の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」とは？

経済産業省がこのたび取りまとめた「電気事業者による新エネルギーの利用に関する特別措置法案」は、海外でRPS(自然エネルギー一定割合制度)と呼ばれるものを基に検討されてきたもので、電力供給者に対して、供給電力の一定割合を新エネルギーで供給することを義務づけるものです。電力供給者は新エネルギーの供給割合を達成するために、自ら発電するか、他の電力供給者から調達する必要があります。RPSでは必ず「証書」の市場取引を伴いますが(添付図)、法案では証書もその市場もなく、官僚の不透明な管理があるだけです。

RPSの利点として、(1)目標値達成の確実性と、(2)費用低減のメリットの2点が挙げられますが、それ自体に様々な疑問(目標値が上限として抑制的に働く、適切な自然エネルギーが普及しない、安い事業者も相場で売るため総費用はむしろ増えるなど)があることに加えて、ドイツやスペインで爆発的な風力発電の普及を生んでいる固定価格優遇制度(添付図)と比較すると、そもそも国際的にも十分な実績がなく不確かで複雑な制度です。

目的に地球温暖化防止がなく、二酸化炭素も増大させる懸念がある

経済産業省は事前の説明では、(1)石油代替エネルギーと、(2)地球温暖化防止の2つを挙げているにもかかわらず、法案の本文では(1)石油代替エネルギーだけが記載されており、地球温暖化防止や環境保全には全く触れていません。これは詭弁どころか、重大なゴマカシです。自然エネルギーの促進の最大の目的は地球温暖化防止にあることは議論の余地はなく、政府も2月13日に決定した地球温暖化対策推進本部(本部長：小泉首相)方針で本法案の導入を言及しています。さらに対象とする「新エネルギー」に廃プラなど廃棄物発電を含めているため、われわれの試算では最大2%ものCO2をこの法案で増大させる可能性があります(添付図)。法案の目的に「地球温暖化防止」を加えるとともに、そのように本法案が機能するよう、修正を図る必要があります。

ドイツ(12.5%)、英国(10%)に比べて、余りに小さい目標値「1%」

欧州連合では、昨年9月に「再生可能エネルギー電力指令」を正式に発効させ、2010年までの電力分野での再生可能エネルギー導入比率を各国別に定めるとともに、欧州全体で13.9%(1997年)から22%へとほぼ倍増させることとしています。英国(1.7%→10%)、ドイツ(4.5%→12.5%)と大国も野心的な目標値を掲げ、日本と状況の類似しているフランスでさえ、15%を21%へと6%増と意欲的な姿勢です。これに対して、法案には明記されていませんが、昨年の新エネルギー部会報告のままであれば日本の導入目標値はわずかに1%増に過ぎず、あまりに消極的な姿勢にとどまっています。目標値を欧州並みに大きくするとともに、そこに政治主導と市民参加の決定プロセスを導入する必要があります。

自然エネルギー普及が阻害され、化石燃料由来のゴミ発電が急増する

京都議定書が地球温暖化防止策として掲げる自然エネルギー(再生可能エネルギー)とは、化石燃料資源に由来しない、太陽や風、有機物からのバイオマス、水力や地熱を指しています。ところが日本では、この自然エネルギー(再生可能エネルギー)の区分がないまま、いまだに1970年代からの石油代替エネルギーとしての「新工

ネルギー」が法で定まっているだけです。そのため「新エネルギー」には、地熱などの自然エネルギーが含まれず、逆に廃棄物のように自然エネルギーではなく環境面から問題のあるものも含まれており、もはや地球温暖化の目的に適合しないことは明らかです。

特に法案の問題は、廃棄物発電を無条件で対象に含めていることで、とりわけ近年二酸化炭素の排出を急速に伸ばしている廃プラスチックの燃焼を利用した発電が含まれていることです。一部には何の補助金も受けずに電力小売事業を始めようとしている産廃発電事業者が登場しており、これを対象に加えることは次の4つの点から問題です；(1)自然エネルギー導入が排除される、(2)CO₂ が2%も増大する懸念がある、(3)循環社会システムを破壊し、循環社会形成基本法に逆行する、(4)電気料金を廃棄物処理に充てるのは費用負担の原則に反する。(添付図)

地域の自然エネルギーは確実に衰退する

風力、太陽、バイオマスや中小水力などの自然エネルギーは、それぞれ特色のある地域分散型エネルギーであり、地域の自主的な取り組みで普及拡大することが望まれます。欧州で地域の自主的な「自然エネルギー100%コミュニティ」を欧州委員会が支援しているように、政府の役割はそれを後押しすることです。ところがこの法案では、電気事業者との相対取引ですべてが決まるため、必然的に交渉力と資金力のある大規模事業者に限られ、地域独自のさまざまな自然エネルギーが入ってくる余地がなくなる上に、事業の大規模化と相まって、むしろ地域紛争すら懸念されます。これは1990年代の英国で現実起こった事態です。いま、日本各地で、市民共同発電や、自治体主導の自然エネルギー開発、農家や共同体での自然エネルギーの導入が進みつつあります。こうした地域独自の小規模で自主的な取り組みが、民主的なエネルギー社会の基盤として不可欠です。

「市場」も作らず、新エネルギー部会答申すら無視した経済産業官僚の暴走

本来のRPSであれば、環境付加価値を証書化し、その透明な市場取引で経済効率性を達成するというものですが、本法案によれば、そうした証書もなく、また市場も形成されず、すべてが電力会社と新エネルギー事業者間の交渉や電力会社間の「肩代わり」に委ね、その取引をすべて官僚が監視するという、およそ「市場」とはかけ離れたものとなっています。現実に想定される数々の重大な問題が検討されていません、すなわち、風力発電事業者にはほとんど売り先がない、北海道電力の15万kW制限問題や、産廃発電問題などです。

これは昨年12月19日に異論の続出した総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告すら無視したもので、上で述べた温暖化目的を巡るデタラメと併せて、経済産業省の重大な真義違反であるといえます。

政治主導、地方分権、情報公開、市民参加のすべてに逆行する

法案は経済産業省の単独の所管であるだけでなく、最も重要な目標値や対象とするエネルギーの種類などその多くが政省令に委ねられ、経済産業省官僚の裁量で自由に操れる法案となっており、政治主導に逆行しています。また、官僚の裁量で日本全国の自然エネルギーの盛衰を左右し、地域独自の自然エネルギーの取り組みがこの法案で深刻な影響を受けることから、地方分権にも逆行します。しかも、取引や義務達成の状況の多くが情報非公開であり、あらゆる側面で市民参加が無視されており、民主主義社会の基本的な要件すら満たさない法案であると考えます。

経済産業省にとどまらず、地球温暖化や廃棄物の焼却を取り扱う環境省、農畜産廃棄物や建築廃木材のバイオマスエネルギー利用が大きく期待される国土交通省や農林水産省を始め、政府全体の姿勢を整えるとともに、地球温暖化防止のためには、国民・地域・国が一丸となって対策にあたる必要があることから、政治主導、地方分権、情報公開、市民参加の4つを盛り込むことを要求します。

失速する日本の風力市場 去年の15万kWが今年はほぼゼロに

以上が「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」に関わる問題点の要点です。このあまりの問題点の多さを裏付けるように、今年の風力市場は急速に失速し、去年は15万kW増と倍増の勢いでしたがほぼゼロ成長にとどまる懸念が伝えられています。これは経済産業省が現実の市場をいかに無視しているかの証明でもあります。

それぞれの地域に応じた健全で豊かな自然エネルギー市場を育成するために、あまりに問題の多いこの法案を十分に審議して、抜本的に改めていただくようお願い申し上げます。

お問い合わせ：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4F phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3359-5359